

随意契約理由書

件 名	各所斜坑運搬設備点検整備
契約の相手方	株式会社荏原製作所
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 1. 神戸市水道局は、市民へ安定的に水を供給できるよう本市全域にポンプ等の設備（以下、ポンプという。）を設けており、そのなかには、坑内(地下)施設に設置しているところもある。 2. 本件業務対象の斜坑運搬設備は坑内施設に設置されており、ポンプなど人力での運搬が不可能な重量物を地上から坑内施設へ運搬する唯一の設備である。この設備が故障し使用できなくなると、坑内にあるポンプの維持管理や更新工事に支障をきたすことになる。 3. 本件業務対象の設備の安全性確保と故障を未然に防止するべく点検整備を行う。 4. 本件業務の点検整備は、製作会社でなければ知り得ない機器内部の技術情報及び専門的技術を要するため、他の業者では業務実施は不可能である。 ただし、当初製造元の末松九機(株)は廃業しており、現在、設計図書等を引継いでいるのが上記契約の相手方である。 以上より、本件業務実施に必要な情報及び技術を有し、確実に履行できる者は上記契約の相手方以外にないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所 設備課（電話番号 341-8994 ）